

第 72 回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 平成 28 年 10 月 17 日（月）10:00～12:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子、河井 啓希

【専門委員】

重川 純子（埼玉大学教育学部教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、
東京都、神奈川県

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部消費統計課：阿向課長、佐藤調査官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 家計調査の変更について

5 概 要

- 部会長から全体的な審議方針が示された後、審査メモに沿って審議が行われた。
- 変更事項のうち、「家計簿の様式変更」について、調査実施者の説明を基に審議を行った結果、変更の方向性について特段の異論はなかったものの、判断の基礎となる情報の提示が委員及び専門委員から求められたことを受け、次回以降の部会において調査実施者から回答の上、引き続き審議することとされた。

委員からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）本部会における審議方針

- ・ 時代とともに変化する家計消費の状況を正確かつ効率的に把握するためには、今まで継続されてきた家計調査について、更なる見直しが必要であるとともに、新たに利用可能となったデータの活用を模索することも重要である。

統計委員会が行った昨年度の統計法施行状況審議においては、家計調査及び家計消費全般について、様々な視点からの方向性が指摘されているが、これらは家計調査のみならず家計消費全般に関する、今後の改善方針をある程度網羅した、いわばベンチマークになるものと思われる。

そこで、本部会においても、これら指摘事項について、網羅的かつ積極的に確認をしていきたい。

このうち、「記入しやすい調査票の検討」と「オンライン回答の実現」については、今回、家計調査の計画変更として、具体的な案が申請されている。そこで、第1回部会では、まず、調査票の変更について、できるところまで議論したい。第2回部会では、統計法施行状況審議で示されている様々な方向性について、現時点における調査実施者の対応状況や対応方針についての確認を中心に議論したい。

したがって、本日の審議で積み残しになる事項や宿題については、この方向性の議論の後に継続して審議したいと考えている。

(2) 試験調査結果の概要

- ・ 世帯主の定期収入の場合については、新たな調査票（家計簿A）を用いることによって、現状の調査票（家計簿B）で記入指導を行った場合と同じ程度の高い回答率が得られているが、配偶者の場合には、「家計簿A」と「家計簿B」の回答率にほとんど違いが見られない。このこと（配偶者分のみ十分捕捉されないこと）について、調査票回収後の事後調査などでその理由は把握されているのか。
→ 試験調査の調査票回収後にインタビュー等を行っていないため、直接的な理由は不明であるが、定期収入の項目をプレプリントした効果と考えている。
- ・ 試験調査は、調査員は一切関与せず、家計簿Aと家計簿Bにおける記入状況や記入可能性を見るためだけに行ったのか。
→ そのとおりである。
- ・ 高齢の単身世帯について試験調査は行っていないのか。
→ 高齢者の単身世帯は増えてきているが、今回の試験調査では、限られた標本数の中で、二人以上の世帯について調査を行ったところであり、高齢者の世帯については、年金の給付状況を基に代替的に分析することとした。
- ・ 今回予定されている「口座自動振替による支払」欄の変更は、実態に沿ったものであり、方向として是認できる。ただ、家計の個計化が進んでおり、一つの世帯で複数の口座を利用している場合があると思う。家計簿の記入に支障はないのか。
→ 現在は、複数の口座を利用している場合にも、世帯で一つの家計簿にまとめて記入していただいているが、オンライン回答の導入推進により家計の個計化にも対応したいと考えている。
→ 調査の現場では、家計（お財布）が別々の夫婦で一つの家計簿には記載が難しいと言われた際には、それぞれで家計簿を記入していただき、集計において一つの世帯に合算している場合もある。

- ・ そのような対応については、調査員向けのマニュアルに記載しているのか。
→ マニュアルには記載していないが、事務連絡等により周知している。
- ・ 家計簿Bの現金欄では15行目（最終行）の金額が多く、まとめ書きしていることが考えられるとのことだが、15行で記入をやめてしまい、それ以降は記入が漏れている場合もあるということか。
→ その可能性は否定できない。ただ、15行目まで記入内容がある世帯ばかりでもなく、また、毎日の現金の収入と支出についてはバランスを合わせないと次に進めないようになっていることから、全体としては整合性が確保され、記入漏れは大きくないと考えている。
- ・ 実際の調査において、15行まで記入する世帯はどのくらいあるのか。曜日によっても異なるのではないか。
→ 確認し、次回以降回答させていただきたい。
- ・ 試験調査は報告者数が少なく、その結果もある程度の目安にとどまることは理解しているが、その結果が変更案の背景にあるとすると、例えば、現金欄の記入状況や無回答の状況等について、もう少し細かい資料を提示して説明してほしい。

（3）変更内容に関する個別審議

①「口座自動振替による支払」

- ・ 「19 学校給食費」の括弧部分には何を記載するのか。
→ 家族のうち誰の給食費であるのかについて記載してもらうもので、子どもが複数いる場合等は、別々の行で書いてもらうこととなる。
- ・ 「13 ケーブルテレビ等受信料」と「インターネット接続料」等は分けて書くのか。
→ 「インターネット接続料」等を含めた金額を「13 ケーブルテレビ等受信料」にまとめて記載する。
→ 審査メモの別添1の資料については、赤枠を付したので分かりにくくなっているが、「13 ケーブルテレビ等受信料」とその内訳として表示されている「インターネット接続料」等の金額欄は分かれておらず、一つになっている。
- ・ 「9 携帯電話料金」に含まれるものを「10～12」に分けて欄を設けているが、もっと細分化した方が書きやすいのではないか。
→ 資料3の別紙2の4ページに示しているとおおり、携帯電話会社の明細の対応箇所を記載するようにはしており、調査員による記入指導も行う。
- ・ 家計簿を正確に記載してもらうためには、調査員の力量・熟練度によるところが大きいと感じているが、このようなやり方は将来的には困難になってくると思うがどのように考えているか。
→ 部会長の御指摘のとおりであり、そのため、レシートの読み取り等により家計簿が自動的にできあがるようなシステムの構築も進めていきたい。
- ・ 調査員が調査対象世帯から質問を受けることが多い項目や、現場の意見を示していただけないか。また、様式の変更については、資料3の別紙1のとおり、試験調

査の結果が示されているが、試験調査の結果が変更計画に直接結びついているのであれば、精度を確保するためのよりよい変更があり得るのかについても確認するため、試験調査の結果や全国消費実態調査の記入実績等を用いたより詳細なエビデンスを示してほしい。

→ 次回以降に御指摘に対応した資料をお示ししたい。なお、補足すると、オンライン回答導入後も、調査員による記入指導は継続して行う計画である。

②「口座への入金（給与・年金等）」

- ・ 当該欄の新設については、記入負担の軽減になり、回答率の向上に資すると考えるが、試験調査の結果は、どのようになっているか。

→ 試験調査の結果をみると、プレプリントを行うことにより、記入指導をしなくても記入率は向上するものとする。

→ 現在、提示されている資料では、一部のみ記入した世帯や全く記入しなかった世帯がどのくらいなのかといった情報が不明なため、詳細を示してほしい。

- ・ 世帯主の収入については、「口座への入金（給与・年金等）」欄の新設により、新しい家計簿Aでは旧来の家計簿Bに比べて試験調査では記入状況が大きく改善された。他方、世帯主の配偶者の収入については、家計簿Aと家計簿Bで記入状況に違いがなかった理由は何か。パートやアルバイトの場合、たとえばプレプリントされている「本給（月分）」、「時間外手当」といった表現が給与明細に使われていないことが多い等、記入のしにくさがあるのではないか。パートやアルバイト等の収入の記入のしやすさについて工夫したプレプリント項目を検討いただきたい。

→ 世帯主の配偶者の収入については、従前から記入漏れが多く、変更後も調査員による記入指導が必要な項目と考えている。なお、現状の取扱いにおいても、「時給」や「日給」による収入も「本給」として記載していただいている。

→ 試験調査における、配偶者がパートの世帯の記入状況等を示してほしい。

③「現金収入又は現金支出」及び「クレジットカード、掛け買い、月賦による購入又は現物」

- ・ 今回の変更により、書きやすくなると思うが、ポイントを利用して購入した場合等はどのように記載するのか。結果表に「ポイント」という表章がされるようになるのか。

→ ポイントで支払った分も含めた合計の金額を支出として記載し、ポイントは現金収入という扱いで記載する（例えば、68,000 円の商品を購入するに当たり、8,000 円分はポイントを利用した場合、68,000 円の支出と 8,000 円の現金収入として記載する。）。また、表章としては、現在も「特別収入」として集計を行っている。

- ・ スイカをチャージした場合、どのように記載するのか。また、スイカで電車の運賃等を支払っている場合、報告者は細かく金額を認識していないと思われるが、記

載はできるのか。

→ チャージした時点で現金支出欄に記載する。スイカの利用状況は、駅の券売機で明細を印字するほか、インターネットで確認し、記入いただいている。

→ そこまでやるのは記入者負担が大きすぎると感じる。

- ・ 家計調査において、電子マネーによる支払等の正確性を求めるのは、記入負担が大きくなり限界があるのではないか。これは、家計調査のやり方に問題があるという意味ではなく、家計調査による把握の限界を認識し、電子マネーの利用の詳細把握については、別のデータの活用を検討していく必要もあるのではないか。

→ 御指摘のとおりであり、世帯の記入負担を考慮する必要があるものと考えている。

- ・ 現在は、もらい物等はほとんどないイメージでいたが、資料3の別紙1の11ページによると、イメージしていたよりはあると感じている。今回、もらい物等の欄を削除するということだが、時系列比較等への影響は生じないのか。

→ もらい物等の現物収支は、現状においてもサテライトの勘定としているため、削除をしても、実収入や消費支出への影響はない。

- ・ 航空料金については、同じ路線でも様々な金額があるが、マイレージで一定のポイントを貯めて、チケットと引き替えるという場合、どのように記入するのか。

→ 実際に買おうとしていたチケット種別の金額が基本になると考える。

(4) 今回予定されている変更以外の改善

- ・ 「数量(重量)」の記入の見直しについては引き続き検討を続けるということだが、もう少し具体的に、こういった方向で検討しているのか等説明いただきたい。

→ 数量(重量)の記入は、これまで、調査期間中ずっと記入を求めていたところ、最初の1か月のみに縮減する等、報告者の負担軽減を図ってきたところである。

これ以上の見直しには、調査結果の利用上の必要性和更なる報告者負担軽減の両立という観点からの検討が必要であり、まだ検討しきれていない状況にある。

6 その他

今回は、平成28年11月7日(月)10時00分から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

(以上)